

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年12月5日（金） 15時00分～15時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子（欠席）
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

報告事項 第3号 軽微な農地改良の届出について

報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中山 哲也

副局長・農地係長事務取扱 獅子田 正臣

副主幹 山口 徳康

主事 和穎 玲

## 7. 会議概要

議長

ただいまから、令和7年第12回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、5番 寺田委員、6番 前田委員 にお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から4について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 薩摩平池960番、登記地目、現況地目、共に田で面積478m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内薩摩にお住まいの80歳の方、譲受人も市内薩摩にお住いの65歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号2 所在地は佐野 下白萩2109番3、登記地目、現況地目、共に畠で面積276m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内佐野にお住いの74歳の方、譲受人は市内相模にお住いの71歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、サツマイモ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 3 所在地は下真倉 東小沼 721 番 2、登記地目、現況地目、共に畠で面積 705 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上真倉にお住いの 78 歳の方、譲受人は市内出野尾にお住いの 74 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をやめるため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、トマトやキュウリ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は高井 西原 1621 番、登記地目、現況地目、共に田で面積 1,200 m<sup>2</sup>の使用貸借による貸借権設定の案件です。

貸渡人は、広島市にお住いの 52 歳の方、借受人は市内北条にお住いの 73 歳の方です。

事由としては、貸渡人は遠方のため貸渡します。

借受人は、この農地を借り受け、水稻を栽培し、新規就農したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定に

による許可申請について」を議題とします。

資料の 2 ページから 3 ページ、整理番号 1 から 9 について審議します。

事務局より説明をお願いします。

## 主 事

整理番号 1 所在地は館山 梅田 267 番 13、登記地目、現況地目共に田で、面積 199 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内館山の法人です。

転用の事由及び施設は、寺院の近くにある申請地に参拝者用の駐車場を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 8 年 1 月 15 日に工事着手し、令和 8 年 3 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2 所在地は上真倉 東田 702 番 1、登記地目、現況地目、共に畠で面積 272 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在仕事の関係で貸倉庫を借りているが、手狭となつたため、新しい倉庫及び駐車場を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 8 年 1 月 15 日に工事着手し、令和 8 年 3 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 3 所在地は亀ヶ原 藏敷 70 番 8、登記地目、現況地目、共に畠で面積 416 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内高井にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在住んでいる家が子供の成長と共に手狭になってきたため、専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 8 年 1 月 20 日に工事着手し、令和 8 年 7 月 30 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 4 所在地は佐野 下白萩 2109 番 2 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畠で合計面積 495 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内相浜にお住いの方です。

転用の事由及び施設は、永住するための専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、集団的に存在している農地であると認められますので、第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地は原則、転用できませんが、住宅等で集落に接続して設置されるものは許可できることとなっていることから、それに該当すると判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 8 年 2 月 1 日に工事着手し、令和 8 年 8 月 20 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます

整理番号 5 所在地は水岡 下夕田 814 番 1、登記地目、現況地目、共に田で面積 326 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は神戸市の法人です。

転用の事由及び施設は、耕作放棄地の有効活用のため太陽光パネル 165 枚を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和 8 年 5 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 6 所在地は水岡 下夕田 815 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で面積 1,007 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は神戸市の法人です。

転用の事由及び施設は、耕作放棄地の有効活用のため太陽光パネル 165 枚を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和8年5月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は稻 田中橋 424番 外1筆、合計面積1,675m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、売電事業のため太陽光パネル168枚を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は424番は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

433番は農用地区域内にある農地以外の農地であって、駅から300m以内の農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年2月1日に工事着手し、令和8年6月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号8 所在地は長須賀 塩焚 56番8、登記地目、現況地目共に畠で、面積346m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は西東京市の法人です。

転用の事由及び施設は、耕作放棄地の有効活用のため建売分譲住宅2棟を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和8年5月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号9 所在地は館山 南側 797番8 外1筆、登記地目、現況地目共に畠で、合計面積306m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内館山にお住いの方2人です。

転用の事由及び施設は、市内で理髪店を営んでおり、そのスタッフ用及び自身の車用に駐車場10台分を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 8 年 1 月 15 日に工事着手し、令和 8 年 3 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、駐車場を設置するための申請になります。7 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 2 については、倉庫を建設するための申請になります。7 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 3 については、専用住宅を建設するための申請になります。

1 番委員と担当の推進委員の内 1 名は欠席ですが、問題無いとの連絡を受けております。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 4 については、専用住宅を建設するための申請になります。 5 番委員、ご意見等ござりますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ござりますか。また、もう一人の担当推進委員は本日欠席しておりますが、何か意見等を伺っていますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。また、もう一人の推進委員からも問題ない旨を伺っています。
議長	整理番号 5 及び 6 については、太陽光パネル 165 枚を設置するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ござりますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ござりますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 7 については、太陽光パネル 168 枚を設置するための申請になります。 2 番委員、ご意見等ござりますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ござりますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 8 については、建売分譲住宅 2 棟を建設するための申請になります。 1 番委員は欠席ですが、問題無いとの連絡を受けております。

	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	整理番号 9 については、駐車場を設置するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を 求めます。賛成の農業委員は、举手を願います。
	(举手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。
	資料の 4 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお 願いします。
副主幹	整理番号 1 所在地は、大井 大溝 1690、外 1 筆、面積 2,243 m <sup>2</sup> に について、合意解約が成立、解約理由は、規模縮小のためとのことです。
	整理番号 2 所在地は、大井 大溝 1691、面積 646 m <sup>2</sup> について、合 意解約が成立、解約理由は、規模縮小のためとのことです。
	整理番号 3 所在地は、菌 平池 960、面積 478 m <sup>2</sup> について、合意解 約が成立、解約理由は、売買するためとのことです。
	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

副 主 幹

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 5 から 14 ページ、整理番号 1 から 10 について、事務局より説明をお願いします。

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならず、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならぬとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 8 から 10 ページの合計 10 件で、地域計画内での貸し借りが 9 件、地域計画外が 1 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 12 から 13 ページのチェックリストにありますように、個人 7 件、法人 1 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 11 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「軽微な農地改良の届出について」を報告します。

資料の 15 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

「軽微な農地改良の届出」とは、農地を土砂で埋立しようとする場合、面積が 500 m<sup>2</sup>以上、かつ土量が 250 m<sup>3</sup>以上の場合は、一時転用の許可が必要となります、それ以下の場合は「届出」でよいこととなっています。

整理番号1 所在地は 山本 竹ノ下 319番1外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積2,060m<sup>2</sup>の内100m<sup>2</sup>です。

届出人は市内山本の方です。

届出事由は、10cm盛土して水稻を作付けるとのことです。

説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の16ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主 事 整理番号1 所在地は 山本 引田 39番、登記地目、現況地目、共に田で合計面積2,985m<sup>2</sup>です。

申出者は佐倉市にお住まいの方です。

申出理由は、遠方で耕作できないため売却したいとのことです。

説明は以上です。

議 長 説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名にお願いすることになります。

整理番号1について、館野地区ですので、井上推進委員と龍崎推進委員にお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

以上で、第12回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 30 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 碓

館山市農業委員会委員 寺 田 敬 雄

館山市農業委員会委員 前 田 雄 俊